

平成 26 年度第 5 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 26 年 11 月 18 日（火）13 時 30 分～16 時 09 分		場所	佐倉市役所 1 号館 3 階会議室
出席者	懇話会委員：宇田川委員、高岡委員、富田委員、林委員、武藤委員長、目等副委員長、吉村委員 (五十音順)			
	事務局	福山企画政策部部长、井坂企画政策課長、丸島主幹、上野副主幹、櫻井主査、平岡主査補		
	その他	傍聴 0 名		
内 容				
<p>◆議事</p> <p>(委員長)</p> <p>本日は、これまで実施した部局との意見交換や議論をもとに、意見書に反映する視点について検討を行う。</p> <p>(1) 平成 26 年度施策評価に関する意見について</p> <p>(事務局)</p> <p>今年度の議論の対象は、</p> <p>2 章 快適で、安全・安心なまちづくり 基本施策 3 快適な生活環境が保たれたまちにします</p> <p>5 章 住環境が整備されたまちづくり 基本施策 3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします</p> <p>6 章 とともに生き、支え合うまちづくり 基本施策 8 適正な行政運営の確立に努めます</p> <p>の 3 施策である。</p> <p>これまでの会議で出た意見を整理し、意見書の取りまとめに向けての論点を資料 3 意見書構成案として作成した。本日は主に構成案に誤りや漏れがないか、また、施策に対する追加意見等をご議論いただきたい。</p> <p>(委員長)</p> <p>議論は施策ごとに行い、最後に全体を振り返り、意見交換や議論の中で見落としがないか、また強調したい点や追加点等のご意見をいただきたい。</p> <p>では、事務局から資料の説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料 3 の 2 頁をご覧ください。「2 章 快適で、安全・安心なまちづくり 基本施策 3 快適な生活環境が保たれたまちにします」についてご説明する。(※資料読み上げ)</p> <p>(委員長)</p> <p>ただいまの意見書案について、内容の確認や質問があればお願いします。</p> <p>(林委員)</p> <p>2 頁「市民とともに」は「市民とともに」と修正されたい。</p> <p>同頁、下から 2 行目、「市が本気で呼びかけ」という表現は今までの市の姿勢に誤解を与えかねない。「市民の視点からきめ細かく呼びかけ」などとしてはいかがか。</p> <p>(目等委員)</p> <p>まず、2 頁 1 行目、市民「ひとりひとり」を「一人ひとり」とされたい。</p> <p>次に、3 頁最終項、「女性の視点について」の内容が他の項目に比較して浅いという印象を受ける。同頁、最終 3 行目「市民へ直接意見を聞くといった場を増やし、」の前に、「例えば市民によるモニター制度の導入など」等の、具体的な記述を付記すれば、内容を充実させることができるだろう。他市ではごみ家計簿などの試みも実施されているが、これはモニターに含まれるのか。</p> <p>もう一点、3 頁 6 行目に「集積所までの距離が遠いので」とあるが、集積所の前に「ごみ」を入れ</p>				

るべきである。

(吉村委員)

文中、「ごみ」の表記はひらがなとカタカナをどのように整理されているか。

(事務局)

「ゴミ屋敷」はカタカナ、それ以外の「ごみ」はひらがなとしている。

(目等委員)

4 頁「環境美化と防犯」の記載中、割れ窓理論¹についてだが、知らない人でも読み進めれば内容の推測はできるだろうが、注記を入れる必要はないか。

(委員長)

「割れ窓理論」については、実態としてごみがあれば更にごみを置く、落書きがされていれば更に落書きを呼ぶという誘引現象の意味で、文脈の中で用いられていると思われるが、懇話会会議での委員の発言に基づく記載か。

(事務局)

環境美化と密接な関係があるということを強調するために事務局案として加えたものである。

(委員長)

それでは、提唱者などを文中に入れられたい。

(事務局)

どのように表記すれば良いか。注記が良いか、かっこ書きが良いか。

(委員長)

この構成案では、他に 3R 及び 5R についてかっこ書きで注を入れている。こちらがかっこ書きで「(米国の心理学者、ジョージ＝ケリングの理論)」などと付記するのが良いだろう。

(委員長)

6 頁の不法投棄については該当する事業があるが、ゴミ屋敷には対応する事業がないので 5 頁に項目出しをしたのだろうか。

(事務局)

環境部門に事業が位置付けされてはいないので、この部分に出したものである。

(委員長)

では、本施策の記述については、形が整っていると考えてよろしいか。

(事務局)

最終処分場の延命化について、項目出しを行うことも可能であるが、いかがか。

(委員長)

意見書全体のバランスをみた場合、本施策における個別論点が足りないということか。

(事務局)

整理上の問題であるので、論点の数は重要ではない。バランス上も問題がなければ、論点なしでかまわない。

(吉村委員)

6 頁の「不法投棄監視事業・不法投棄対策事業」について、道路管理についても市民パトロールにという形で、市民参加が行われ、不法投棄監視にも市民の参加があるが、いまひとつ活発ではないという説明だったと記憶している。この部分は市民参加の充実が望めるのではないか。「職員・市民による監視を行っています、～」とあるが、手段も含めて検討してはいかがか。

(委員長)

一例だが、「監視カメラが設置されています」という看板の設置にも効果があるだろう。

¹ 窓ガラスを割れたままにしておくと、その建物は十分に管理されていないと思われ、ごみが捨てられ、やがて地域の環境が悪化し、凶悪な犯罪が多発するようになるという犯罪理論。軽犯罪を取り締まることで、犯罪全般を抑止できるとする。米国の心理学者ジョージ＝ケリングが提唱した。米国ニューヨーク市ではジュリアーニ市長（在任 1994～2001 年）がこの理論を応用し、地下鉄の落書きなどを徹底的に取り締まった結果、殺人・強盗などの犯罪が大幅に減少し、治安回復に劇的な成果をあげたとされる。

(富田委員)

4 頁【国への要望】中、「安全に商品进行处理するための経費を事業者から事前に徴する」という方式は現在あるのか。

(委員長)

例えば自動車の場合は購入時にリサイクル料金が含まれている。当該基準は、そのような方式をさしている。

(富田委員)

「事前に徴する」というのは、国レベルの施策、制度である。このことについては、事業者が処理代金をはじめに保持しておき、商品の代金の一部として受け取るという仕組みを想定しているものか。

(委員長)

そのとおりである。例えばペットボトルなら 1 本 2 円とし、3 千万本出荷したらその時点でメーカーが処理費用として 6 千万円を支払う、お酒の場合も出荷量に応じて 1 リットル当たりいくらかの処理費用を生産者が支払うという仕組みであるが、その場合、「安全に～」という表現は適当ではないか。

(林委員)

「事業者が」「利用者から」と入れたほうが分かりやすい。

(富田委員)

大意としては、処理コストを含めた商品開発システムを推進する施策ということか。

(委員長)

「安全に処理するためのコストを含めた商品開発の仕組み」といった表現とするか。

(富田委員)

例えば、処理コストを含めた商品開発・販売の仕組みということと考える

(林委員)

それは、「産業分野でごみを生み出さない」部分と重複するのではないか。

(委員長)

ごみを生み出さない努力をした上で、ごみが出た場合、あるいはリサイクルにコストがかかるという部分について加筆を行いたい。

(林委員)

「安全に」は何をさすものか。

(富田委員)

例えば電池、バッテリーなど、処理に危険とコストが伴うものを想定している。

(委員長)

5 頁、ゴミ屋敷について「ゴミ屋敷」と表記している。最初だけかぎっこを付けて、これは特別であると表記する方法もあるが、ごみをひらがなに修正した上ですべてのかぎっこ書きを取るようになされたい。

(宇田川委員)

ゴミ屋敷については生活困窮者支援に関連して述べなくていいか。

(事務局)

5 頁「ゴミ屋敷について」の最終段落、「佐倉市でも～」以下の記載の中で触れている。

(宇田川委員)

ゴミ屋敷問題は奥が深い。平成 25 年度に市が生活困窮者事業を始め、社会福祉協議会が受託しているが、その観点からも論述したほうがいいのではないか。

(事務局)

今回は、環境施策への評価ということなので、このような書き方をしている。なお、ゴミ屋敷の問題は複数部署で解決に当たらなくてはならないものであり、今回は福祉部門で事例を把握し、環境に協力を依頼した。今後、市の中で体制が作られれば事例が増えると考えられる。

(富田委員)

5 頁の「最終処分場の延命化」に関して、最終処分場が大幅に延命化できた背景には、清掃工場での分別を徹底し、本来リサイクルや燃えるごみとなるものを分け、埋め立てごみの量を 10 分の 1 程度にしたという説明があった。これは素晴らしい改善だと思うので、これに言及してもいいのではないか。

(委員長)

それでもごみが増え続けているので、この課題には引き続き継続的に取り組まなくてはならない。また、割れた食器などどうしても一定量出るごみもある。

(高岡委員)

生活者としてごみの分別は、いつも迷う。プラスチックとステンレスの接合されたものなど、素材が異質なもので構成されているものなどどう分別してよいかわからないものも多い。非力な女性では金属が外せないまま燃えるごみに入れてしまうことがあるとも聞く。

(事務局)

資料 3 7 頁をご覧ください。「5 章 住環境が整備されたまちづくり 基本施策 3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします」についてご説明する。(※資料読み上げ)

(委員長)

ただいまの意見書案について、内容の確認や質問はあるか。

交通危険個所について記述を保留している理由は何か。

(事務局)

もう少し議論があるかと考えたため、保留とした。

(委員長)

8 頁の「災害対応と道路」中、「印旛沼や鹿島川など水運の活用」は、実現可能性のあるものか。

(宇田川委員)

提言として発言した。災害時、佐倉市の主要な道路がすべて遮断された場合、空路か航路と考え、高崎川か印旛沼が東と西をつなぐ意味で活用できないかという趣旨であった。実際は沼には環境面に問題があり、小さい物資は運べるかもしれないが大きいものは難しいかもしれない。

(事務局)

以前の懇話会において、この件については検討を行っているものが、汚泥があり航行が難しい場所もあることから管理者の国や県と協議を続けているというご説明を行っている。

(富田委員)

花火大会で水運を使っている実績はないか。

(事務局)

観覧用の屋形船などは出している。

(富田委員)

行き帰りの大渋滞の解消策として使うことができないか。

(事務局)

水深が浅いために大きい船で大量輸送することは難しい。

(宇田川委員)

災害時の非常手段という発想は悪くないが、汚泥や河川の広さなどから様々な課題を解決しないと実現可能性は低いだろう。

(目等委員)

市内の橋がすべて落ちたら川を利用するしかないことを考えると、この部分は生かしてもいいのではないか。

(委員長)

「視野に入れても」なので入れておいてもいいと思う。しかし本当に全ての橋が落ちたらどうなるか。

(目等委員)

佐倉市中心部の機能が麻痺することになるだろう。

(委員長)

9 頁、国立歴史民俗博物館の入館者 16 万人すべてが京成佐倉から歩くというように受け取れなくもないが、実際はどうか。

(事務局)

最後の急坂を嫌がる人は自家用車やバスを利用しているが、歩く人もいないことはない。

(宇田川委員)

8 頁の「将来人口に見合った道路行政」については、文中にあるように、過度な道路整備を避け、国や県の動向及び道路整備方針に従い、できる限り現況道路の部分的な修正により対応すべきという趣旨は理解できる。しかし計画に基づいて整備を行うことで、現在の混雑状況を完全に緩和できるという計画があれば、それが一番いい方法なのではないか。また、今までもなされていると思うが、道路建設や計画に当たっては地域住民への説明、パブリックインボルブメント²を、これからはますます大事にしてほしい。参考までに調べていただきたいが、佐倉市幹線道路整備方針中、船戸大橋と八幡台の外周を回り、国道 296 線に接続する 1-5 外 1 路線について、平成 29 年度から着手するように書かれているが、パブリックインボルブメントの面から見て地域住民への説明や了解はどのように行われていたか教えてもらいたい。

(委員長)

7 頁「整備の優先順位化」と関連しての質問であろうか。パブリックインボルブメントは国が提唱しているが、市も取り入れているか。

(事務局)

考え方が、佐倉市幹線道路整備方針 20 頁に記載されている。

(宇田川委員)

その考え方にに基づき、これからも親切丁寧に進めていただきたい。たまたま本路線の計画が地域の中では話が通っていなかった。

(事務局)

佐倉市幹線道路整備方針策定に当たり、地元との話し合いを行っている路線もあれば、まだその段階ではないものもある。ご質問の路線の計画年度は平成 29 年度であり、具体化する際には地域へご説明すると思うが、まだ行政側がこの方針通りに整備するかしないかを検討している段階であると思われる。

(委員長)

7 頁の「整備の優先順位化」のところを「整備の優先順位化と市民合意」というように、項目立てし、書き込むということによろしいか。また、本施策では事業についての個別論点がないが問題はないか。

(事務局)

特に問題はないと思われる。

(委員長)

では「交通危険箇所の解消と警察との連携について」について、議論を行いたい。

(林委員)

前は「道路に関する要望対応と市民による道路パトロール」について質問し、その回答で終わった。時間不足で途中で終わってしまった感がある。その際、事故が発生した場所の地図を見せていただいたが、巻き込み事故の起こった場所が比較的集中していた。巻き込み事故は自動車と人との事故であり、重大な受傷や死亡につながるため、これが集中している地域については、重点的に対応していくべきだと思われる。10 頁でも道路に関する要望について記載されているが、車と人との事故については、優先順位を上げて早急に対応すべきである。一例として、まずは巻き込み事故の防止策として、車に対して分かりやすく注意喚起できる標識が必要である。歩行者等が安全だと思って避難した

² パブリックインボルブメント（P I）手法とは、計画づくりの初期の段階から、関係する市民等（市民、企業、道路利用者など）に情報を提供したうえで、広く意見を聴き、それらを計画づくりに反映していく市民参画手法をさす。

場所が却って危ないという様なことにならぬように、安全に退避できる地帯の表示が必要である。巻き込みが予想される場所への対策については、優先順位を高くして、緩急のきいた施策を取られることが望ましい。

(委員長)

特に事故が多い様な危険な場所については市が公開情報として地図を整備し、この辺りは危ないということを通行される人に知ってもらうことが必要なのではないかと。どこで事故が起きたという情報を警察から市が提供してもらい、それを更新しながら、子どもや学校などを含めた市民に対して周知していくことが事故抑制につながるのではないかと。地図情報の公表だけでなく、現場においても何らかの安全対策を講ずる必要もある。例えば、車が自然とスピードを落とすような通りにくい道を作ることを考えることも必要だ。

(目等委員)

事故情報を公表できない理由として個人情報が出られていたが、個人情報は判明しない形での公開方法を検討すればいいのではないかと。

(事務局)

公開を控えている理由は個人情報の保護という視点からではなく、情報の確実性という点だということである。人身事故や衝突事故など大事故の情報は確実であるものの、物損など小さい事故の位置などが一部あいまいであるためであるらしい。

(宇田川委員)

先月、警察官と一緒に、地域の高齢者宅に、交通事故に遭わないためのビラを配布した。その際、地域における事故発生場所を教えてください、現場確認をしたが、事故はどこであってもおかしくないという感想を持った。特にどこか危険なところがあるわけではなく、横断歩道があるのにその手前で横断するなど、交通ルールを守らないためかなりの数の事故が起こっているという印象を受けた。平成 25 年 12 月に交通ルールも含めた道路交通法の改正があり、13 歳未満の子どものと 75 歳以上の高齢者は自転車でも歩道を走れるようになったのに、それを知らないために起きた事故もある。交差点が危険箇所なのではなく、むしろその手前のほうが危ないこともある。交通事故は危険箇所でするのではなく、ありとあらゆる場所に起こりうるという意識で捉えたほうがいいのではないかと。住民もそのことを学ぶ必要があると思われる。

(委員長)

8 頁「高齢化社会への対応について」の後に、もう一つ段落を加え、「ルールを守らないことで起こる事故があるが、新しいルールを知らないための事故も起こっており、それを防ぐために、高齢者を含む市民に情報を周知することが重要です」などと付記してはどうか。

(事務局)

資料 3 の 12 頁をご覧ください。「6 章 ともに生き、支え合うまちづくり 基本施策 8 適正な行政運営の確立に努めます」についてご説明する。(※資料読み上げ)

(委員長)

意見書案について、内容の確認や質問はあるか。

(目等委員)

14 頁「専門性の向上と職員育成の設計について」中、2 行目に「異動してからではなく、異動前に勉強してから部署に配属するといった発想」とあるが、これは役所として実際に実施可能なものか。通常の研修では対応できない。内示から異動までの 3 日以内で、新しい部署に移る準備と今までの引き継ぎを行うことはできるのだろうか。そのためには万能職員を作らないといけない。したがって研修を強化するといった答え以外思い浮かばなかったが。

(委員長)

次の異動部署への希望を取る時点で、例えば環境を勉強している職員が環境部門に希望を出し、組織内公募による面接を受け、一生懸命勉強した人が選ばれるということは想定できる。

(事務局)

そのような FA 制度は、すでに佐倉市で行っている。また、どの職員が対応しても、必要十分なサービスを提供するという点が重要であるので、窓口対応において最初の 1 か月は研修中の扱いとしている。

(委員長)

全員が希望通りというわけにはいかないことは確かであり、希望しないところに異動することはある。ただし、希望がある場合は、例えば子育てが一段落した時点で、各自の力が発揮できる段階になれば、以前からやりたかったことができるという人事施策を考えてもいいのではないかと。

(目等委員)

異動希望の反映については、そのような方策を考えるという分脈でいいのではないかとと思われる。

(林委員)

12 頁「正規職員と非正規職員、雇用の多様性について」の中、「雇用形態について佐倉市から新しい流れを作ることは難しいかもしれませんが」という表現では少し寂しい。人件費など様々な問題はあるかと思うが、チャレンジし、佐倉市モデルを作るくらいの気概を持ちたい。この部分については表現を検討されたい。

(委員長)

同じ頁の、非正規職員の階層化については、総務省や厚生労働省は否定的な立場をとっている。非正規職員は単純な仕事につくという前提上、20 年間も図書館にいるということは本来ないという想定をしている。しかし実際は長年勤務し、館長よりも図書館をよく知っているという非正規職員は珍しいものではない。そのうえで、正規職員よりはずっと低く、ボーナスなどもつかないものではあるが、3 段階程度の階層を設けて高いものでは係長級程度の給与を設定しているところがある。法制的には難しいものであることを踏まえたうえ、それでも足立区や千代田区など非正規職員の階層化を行っているところがあるということ、理解しておいていただきたい。

(吉村委員)

13 頁の「男性の育児休暇取得率向上について」の議論の中で、委員長からは、もともと国が設定している育児休暇制度がおかしいというお話があった。これはノルウェーのパパクオータ制度³などを踏まえての発言かと思われるが、佐倉市では実現可能な独自の連続 5 日間、土日や祝日とつなげれば 7～10 日間の短期間の育児休暇制度があり、これはかなりの数の職員が取得されていると伺った。国が定めた男性の育児休暇制度の利用が数パーセントという中で、佐倉市では実現可能な育児休暇制度を設け、職員が取得した上で、この制度が仕事の効率化や共有化に寄与しているのであれば、意見書において、良い評価として記載していただきたい。

(事務局)

承知した。

(富田委員)

同じ頁の「人件費の算出について」中の、「改善計画を実施するために基礎となる人件費管理の仕組みが十分ではない」の記載は、「人件費管理」ではなく、「コスト管理」が十分ではないとしたほうが穏便ではないか。

(委員長)

市の会計上は、非正規職員にかかる賃金は物件費という分類となっている。この場合、正規職員が減って非正規職員を増やした場合人件費としては見えてこないため、私はこの部分はそのままの表現でいいのではないかとと思われる。

(富田委員)

人件費が管理できただけではコスト管理には至らない。そもそもコスト管理という精神がないと、数字のみを管理しても何にもならない。ましてコスト改善をするという体質にし、習慣を変えるまでには相当な時間がかかる。

³ 父親に一定の育児休暇を取得するよう割り当てる制度 (Papa Quota のクオータとは割り当てを意味する)。子どもを養育するための育児休業制度は、男女両方に保障されているが、実際には男性の取得は非常に少ない。このような状況を解消するために考え出されたのが「パパクオータ制」である。

(宇田川委員)

委員長のいう「人件費管理の仕組みが十分ではない」は正規職員のみが人件費とされているため、非正規職員のボリュームが見えてこないという意図であろう。

(委員長)

もう一点、非正規のほか、委託などに含まれる人件費を含めて、本来人件費として見るべき経費の全てを見ることができないのが自治体会計の問題である。

(目等委員)

総務省が示す人件費算出は、定数管理を基本とし、職員定数を減らすことを行政改革の前提としている。職員定数は事業費ではなく人件費に反映するのだが、それに伴って事業費も減るといふしくみとしている。そのあたりの理屈がすっきりしないというのが民間の方の判断であり、制度上の問題もある。

(委員長)

国はキャリア制の中で、職員を天下りさせ、その先で役員報酬を受けられるようにし、自分たちの人件費を減らすという方法も取っている。そこまで言及するつもりはないが、また難しいことではあるが、自治体レベルでは非正規職員等も含めた人件費が分かるような仕組みが採用されることが本来は望ましい。

なお、14 頁の最後の指標が記載されていないが、指標はあるのか。

(事務局)

資料としては「人口千人当たりの職員数」「人件費比率」「人口 1 人当たり人件費・物件費」が指標となっている。

(委員長)

ここにも非常勤職員が入っていないが、現時点では仕方がないだろうか。指標にはならないものの、人件費の比率を正確に出すような考え方を持っていただくよう望みたい。

(委員長)

ここまでは今年度意見交換の対象となった施策について議論してきたが、全体を振り返りながら、評価全体について、また、部局との意見交換の進め方や資料作成、各施策共通の指摘事項、施策評価書に関する事などについて、意見をお聞かせいただきたい。

(目等委員)

今回の意見交換における担当部局の説明は、去年までと比較するとだいぶ分かりやすくなった。

(委員長)

職員の説明レベルが高くなるということは、職員の理解レベルが高くなることであり、そのことにより、議論の前提となる委員の理解を高めることにつながり、双方向でのコミュニケーションをとることによって誤解も解ける。本懇話会が新たな発見につながる、議論の場となっていく。

(林委員)

意見書の中で項目立てをするかしないかはお任せするが、どの施策にもつながる全国的なトレンドとして人口減少と高齢化がある。特に人口減少が問題であり、それを見据えた施策や取り組みが必要となる。今後、人口がどの程度になるかを考えて、予算や組織規模を考えていく必要がある。できれば何年後を見据えたという表現が望ましい。いずれにせよ、人口減少といった観点は不可欠であろう。

(委員長)

すでに始まっていることではあるが、増田レポートから今年のキーワードは人口減少社会になった感がある。

(宇田川委員)

懇話会意見書案は行政が提供する市民サービスという切り口が主になっており、行政側から市民にこのようなことをしてもらいたいという視点が欠けていると感じられる。少子高齢化により、ごみや防犯、福祉など、地域住民の協力がなければ解決できない局面が増えてきており、市民の活動を主体として、行政が協力していくという市民協働を推進するように、佐倉市がもっと真剣に取り組むとい

う視点が必要である。

(林委員)

宇田川委員の意見に同感である。現在の人口減少局面では、公共サービスの担い手は自治体から市民に転換していかなければならないという発想が必要ではないかと感じる。

(委員長)

そのことを意見書の最初に記載するべきか。はじめに、市民の協力がないう行政はやっていけないこと、市民協働ということを出発点から書き出してもいい。

(宇田川委員)

そのことを、市の職員は十分に理解しているのか疑問に思うことがある。

(委員長)

「市民の協力を前提にした行政」あるいは「市民の協力が不可欠」という言葉にし、「それらは市民協働として推進されているけれども、今回のごみと道路での評価に当たり、市民の協力はますます必要なことが確認できた」「そのような観点から、事業構想の時点から事業後の評価に至るまで、市民がしっかりかかわる仕組みを推進してほしい」などと続けてはどうか。人口減少社会もそれにかかわるものであろう。ところで、佐倉市の人口推移の傾向はどうか。

(事務局)

僅かであるが、減少傾向にある。

(委員長)

人口減少社会という意味でインパクトが大きいのは、20～30年後の団塊世代が一気に亡くなる頃だろう。

(宇田川委員)

私見となるが、若い職員が職員採用試験を受けるにあたり、公務員になる目的は、生活の安定ということが一番だろうが、就職した以上は若手も幹部も市民のためになることをする生業としていることを肝に銘じるべきだといったことを表現できないだろうか。

意見書に掲載しなくてもいいが、例えば今回職員研修に関する説明の中で、求められる職員像といったものがあつた。理想に基づき進めるのはいいことである。その中で、職員は地域で行われている活動に目を向けるよう随所に書かれているが、具体的な方法として、どの部署にしようとも他の部署で行っていることをしっかりと教えるという施策を実行しているか。職員は佐倉市全体の動きを知っているか。市民は広報を読み、ある程度のことを理解しているが、市の職員は広報を読み、市の動向をおさえているか。市民にとっては広報紙に掲載されている内容については、職員は全てを知っていると思っている。近年の広報はよくできているので、これを市政の現状を知るための一つの手段として役立ててほしい。

(委員長)

「市民の協力が不可欠」の次に「市民との双方向コミュニケーション」を掲げ、広報の充実や市民への周知といった部分を取り上げて、ごみや道路に係る施策を実施する場合も市民とコミュニケーションをとるといった内容を入れてはどうか。

(宇田川委員)

職員が行政全体の動きを知ることが大事だということを出したい。

(委員長)

それは意見書の最後に横断的な施策の展開といった部分があるのでその中に入れることとしたい。

(富田委員)

市民への広報に関しては、例えば、小型家電ごみの拠点回収が始まったことを知らないための混乱などもあつた。

(委員長)

横断的な施策の展開の中に、今までの提言として、まず市が何をしているのかを職員は知るべきであることを、更にもう一点、部局内に別の部署と連絡する担当を設置することを提案したい。例えば、道路部門の中で福祉担当、安全・安心担当、まちづくり担当、市民協働担当など、ほかの部署と連携

するための連絡連携担当が設置されていれば、組織的に横のつながりができるのではないかと提案したい。

(目等委員)

もう一つ提案だが、庁内広報紙を作ってみてはどうか。市川市で実際行っていたものだが、庁内広報により、どの所管で何を行い、このような課題があるということを知りたい。部長会議報告などだけでなく、職員全部が知っておくべきことを見られるようにすることで、職員は庁内の状況が分かるようになる。併せて議会事務局の各会派や、ほしいと言う人がいれば市民にもお配りする。それにより、役所の中がひろく明るく風通しがよくなるので、一度試みてはどうか。

(委員長)

佐倉市にはそのようなものはあるか。

(事務局)

紙媒体の庁内広報は、以前はあったがなくなった。現在はイントラネットで落し物から政策周知まで、広い範囲でのお知らせをしているが、どの課がどのような取り組みをしているかといった業務紹介は掲載していない。

(目等委員)

紙の時代ではなくなったが、紙があると手にとって見るということはある。

(委員長)

ホームページはいつでも見られ、後から検索しやすいというメリットがあり、それぞれの良さがある。市の広報紙は年に何回発行しているか。

(事務局)

月2回発行し、年間24回である。

(委員長)

特集を組んで周知してはどうか。

(事務局)

1日号は特集を組み、15日号は瓦版といった市民からのお知らせを中心に掲載している。

(目等委員)

広報紙はスペースの都合もあり、掲載も難しいと聞いている。

(事務局)

また、年代によって、情報を入手する媒体に違いがあることなどから、広報紙を見る頻度も異なる。子育ての記事を子育て中のお母さん方が全然見ていないということもあった。伝えたい内容、相手により、媒体や手法を考える必要がある。いずれにせよ、職員は広報をしっかり読んでおかなければならないというのはその通りである。

(委員長)

広報モニターに読まない世代の人に入ってもらい、意見交換を行うことも、ある程度は効果が期待できるであろう。例えば口コミなども情報として知りたいとしても、市の媒体では掲載できないことに限りがあるということがある。

(宇田川委員)

道路施策の中で、警察との協力関係が、話題として出た。交通事故や振り込め詐欺などは広報紙でも周知されたことがあると思うが、私から警察にコーナーを設けてもらうよう進言したことがある。

(事務局)

広報紙の場合、コーナーの設置ではなく、特集などスポット的な掲載にはなるとは思うが、広報紙以外にも、防災無線やメール配信などで一昨年くらいから特に力を入れていると伺っている。

(高岡委員)

3頁の「高齢化社会への対応について」と「災害時の対応について」のどちらにもかかわることだが、近隣による助け合い・支え合いの仕組みを各自治会で作るのが大切である。私は町内会内で助け合い・支え合いの活動をしている。最近支援が必要なのに本人の意思で支援を受けない人への対応に苦慮している。人のお世話にならないという考えも立派だが、市民がもっと助けられ上手になるよう望みた

い。

(委員長)

そのあたりは自治会との協力が必要という中に盛り込めればと思う。

(目等委員)

去年の意見書に沿えば、政策横断的な意見という視点があるので、その中で隣近所との関係の重要性を入れればよいと思う。私も東日本大震災時に自宅のグシ(棟瓦)が落ちたが、それへの対応を近隣の人が引き受けてくれたおかげで自分は町内会長として地域を回ることができたということがあった。

(委員長)

政策横断的な意見については、意見書の最後ではなく前のほうに出していくといいかもしれない。

次回は本日議論いただいたことを反映させた修正案を作成し、それをもとに、確認作業を進めたい。各委員から新たな提案や意見などがあれば、事務局へご連絡いただきたい。本日の会議は、以上とする。

その他

第6回のスケジュール調整

(16時09分 終了)